

浜田市告示第 77 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項前段の規定により、会計管理者をして出納員に委任させた次の表の中欄に掲げる事務を、当該出納員をして同表の右欄に掲げる者に委任させたので、同項後段の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 6 日

浜田市長 三 浦 大 紀

区分	委任の対象となった事務	委任を受けた者
現金取扱員	石見まちづくりセンター長沢サブセンターにおいて行うまちづくりセンターの使用料等徴収事務	石見まちづくりセンター センター長 主事 事務員